

YouTubeでの「著作権の申し立て」に関するFAQ

2023年02月10日付トピックス「[YouTubeに投稿した動画に関する「著作権の申し立て」のお知らせについて](#)」も合わせてご参照ください。

よくあるご質問

| Q : JASRACから「著作権の申し立て」を受けましたが、動画を削除する必要がありますか。

A : YouTubeに投稿された動画に、JASRACの管理楽曲が含まれていることをYouTubeのシステムが検知した場合、Content IDの仕組みにより、JASRACが「著作権の申し立て」を行った旨のお知らせが投稿者に届くことがあります。これは、動画でJASRAC管理楽曲の利用が確認されたことをお知らせするもので、投稿者の方々に著作権侵害を主張するものではありませんので、その動画を削除したり、非公開にしていただく必要はありません。

| Q : JASRACから「著作権の申し立て」を受けましたが、動画にJASRACの管理楽曲を利用しているません。

A : JASRACの管理楽曲を利用されていないなど、「著作権の申し立て」が誤りであると思われる場合は、お手数ですが、ご自身のYouTube Studioから「異議申し立て」を行ってくださいますようお願いいたします。

| Q : 新契約後も、これまでどおり JASRACの管理楽曲をアップロードできますか。

A : JASRACの管理楽曲をアップロードいただくことは可能です。また、これまで収益化されていた動画においても、YouTube パートナープログラムに参加しているクリエイターは引き続きの収益化が可能ですが、その条件に変更が生じる場合があります。

なお、YouTubeにおける収益化についての詳細は、適用されるご自身とYouTubeとの契約および[YouTubeの収益化ポリシー](#)等をご確認ください。

| Q : JASRACから「著作権の申し立て」を受けましたが、収益は止まってしまいますか。

A : JASRACによる「著作権の申し立て」が発生した動画も、引き続きYouTubeパートナープログラムに参加しているクリエイターは比例配分された収益を受け取ることができます。[YouTubeのヘルプ](#)をご確認ください。

なお、YouTubeにおける収益化についての詳細は、適用されるご自身とYouTubeとの契約および
[YouTubeの収益化ポリシー](#)等をご確認ください。

| Q : YouTubeにJASRACの管理楽曲を含む動画をアップロードしたところ、知らない名前の団体（Muserk Rights Managementなど）から「著作権の申し立て」のお知らせがありました。どのような対応を行えばよいでしょうか。

A : クリエイターがアップロードする動画は基本的に全世界で公開されますが、JASRACの音楽著作権の管理範囲は日本国内に限られ、海外地域に関してはJASRACと相互管理契約を締結している海外の著作権管理団体や、音楽出版社が管理をしています。そのため、海外団体から海外地域における申し立てが発生することがあります。
個別の権利主張が正しいかどうかは、JASRACでは確認ができないため、著作権の申し立てを行った団体まで直接お問い合わせください。

| Q : YouTubeへの投稿にあたって、自由にアレンジ（編曲）や替え歌をしてもよいですか。

A : 楽曲をアレンジしたり、歌詞を替える場合、アレンジ等に関する権利（編曲権）の許諾や著作者人格権に反しないことが必要となります。編曲権を管理する音楽出版社等の権利者にお問い合わせください。音楽出版社の連絡先がわからない場合は、[JASRACインフォメーションデスク](#)へお問い合わせください。

| Q : 第三者が制作した音源を使用する場合はどうすればよいでしょうか。

A : 音源の制作者と実演家の権利（著作隣接権や原盤権などと言われます）に関する許諾が必要となります。著作隣接権はJASRACで管理しておりません。直接権利者（レコード会社等）にお問い合わせください。

| Q : 長さが1分を超える「ショート動画（※）」が投稿できるようになりましたが、気を付けることはありますか。

A : 長さが1分を超えるショート動画で、「著作権の申し立て」を受けたものについては、全世界のYouTubeでブロックされます。詳細は[3分間のYouTubeショートについて](#)をご確認ください。

※ 2024年10月15日以降にアップロードされた、アスペクト比が正方形または縦長で、長さが3分以内の動画は、ショート動画に分類されます。